

鳥取縣公報

昭和十七年三月二十日
第一千三百十七號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第百三十四號

昭和十七年三月鳥取縣師範學校大陸科卒業ノ左記ノ者ニ對シ昭和十七年三月七日頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事

國民學校訓導免許狀

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
尾崎敏達	森下清	西山武	谷本彌次郎	門田昌	大田	佐々木龍	岸本詮	後藤弘			
土肥米之	崎敏	下清	本彌次郎	田昌	田	々木龍	本詮	藤弘			

◇鳥取縣告示第百三十五號

左記ノ者ニ對シ今回試驗檢定ノ上昭和十七年三月十六日頭書ノ國民學校教員免許狀ヲ授與セリ

昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事

國民學校訓導免許狀

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
岡本重信	下田久義	稻村	羽根田義之	森安鹿雄	有田伯雄						

◇鳥取縣告示第百三十六號

昭和十七年三月鳥取縣女子師範學校本科第一部並第二部卒業ノ者

鳥取縣公報

每週曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年三月二十日
第一千三百十七號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

昭和十七年三月二十日
鳥取縣知事 土肥米之
本科第一部
國民學校訓導免許狀

- 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
- 森 原 木 村 下 井 井 西 崎 上 澤 高 敏 弘 忠 茂 良 仁
- 田 村 下 井 西 崎 上 澤 高 敏 弘 忠 茂 良 仁
- 信 清 行 克 重 幸 五 高 次 明 郎 毅 市 治 已 泰
- 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

- 本科第二部
國民學校訓導免許狀
- 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 - 野 長 尾 尾 澤 梅 山 市 長 下 西 吉 矢 中 小 谷 角 木 武 千
 - 野 長 尾 尾 澤 梅 山 市 長 下 西 吉 矢 中 小 谷 角 木 武 千
 - 達 尋 正 直 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久 久
 - 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男 男

- 同
- 福 伊 矢 豐 西 奧 高 有 太 渡 田 遠 勝 砂 加 山 陶 勝 門 西
- 光 田 俊 正 喜 貞 數 友 邊 中 藤 部 口 藤 添 山 川 脇 尾
- 衛 雄 宏 樾 夫 保 雄 重 夫 節 春 夫 晁 雄 保 進 寬 勳 富
- 英 恭 明 幸 和 美 數 貞 喜 貞 喜 貞 喜 貞 喜 貞 喜

◆鳥取縣告示第百三十八號
農林水產業調査員タル資源調査員左ノ通任免セリ
昭和十七年三月二十日 鳥取縣知事 土肥米之

新任者	解任者	職務執行ノ區域	任免年月日
浦木 安治	谷口 廉二	鳥取市	昭和十七年一月二十六日
藤原 一雄	瀧山 豐勝	鳥取市	昭和十七年一月二十六日
石龜 高保	清水 薰	鳥取市	昭和十七年一月二十六日
本郷 信義	海崎 紀男	鳥取市	昭和十七年一月二十六日
中村 光嘉	野々内 衡	鳥取市	昭和十七年一月二十六日

鳥取縣告示第百三十九號

農林水産業調査指導員タル資源調査員左ノ通任免セリ
昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

新任者 解任者 職務執行ノ區域 任免年月日

田中 正春	霜村 則義	成器村	昭和十七年二月十六日
植田 豊治	寺垣 政市	蒲生村	同
藏内 繁明	中本 長壽	下私郡村	昭和十六年十一月二十三日
渡邊 貞美	桐林 昌廣	氣高郡大和村	昭和十六年十二月二十六日
瀧本 爲藏	加納 榮吉	酒津村	昭和十七年三月一日
藤原 光射	棚田 義雄	日置村	同
藤内 桑吉	藤内源太郎	勝部村	同
河本久太郎	山本 敏明	中北條村	昭和十六年二月二十四日
王島伊佐雄	清水竜三郎	大山村	昭和十七年一月十九日

鳥取縣告示第百四十號

氣高郡小鷲河村小別所耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
昭和十七年三月二十日

昭和十七年三月二十日

吉村 虎藏	福景 由廣	同	同
宮松龜治郎	瀨川徳太郎	同	同
福田多喜男	西尾 幸一	津ノ井村	昭和十七年二月十四日
池原 重	藤原 義寛	同	同
渡邊 福治	田中 修	勝谷村	同
田村 次郎	岩間 信義	下北條村	昭和十六年十二月三十一日
遠藤 清春	小矢野義信	同	同
岡崎 太郎	田中 一	同	同
阿山 繁知	野口 繁雄	下中山村	同
河端 幸治	西村 勉	同	同
木村 満照	井田 繁智	富益村	昭和十七年二月三日
木村 英幸	永見 恭寛	同	同
足立 武明	足立 顯徳	同	同
足立 義寛	足立 武明	同	同
岡本 精胤	杉浦 敏治	東長田村	同
西村 吉平	木村 政春	光徳村	昭和十六年二月二十四日
水野留次郎	山根克一郎	高麗村	昭和十七年三月八日
高虫 虎吉	綾木嘉四郎	同	同
岡本 嘉藏	中田久米藏	青谷町	同

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第百四十一號

倉吉財務出張所管内ニ於テ縣稅檢査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之	返納年月日	所屬廳名	職名	氏 名
區分 番號	交付年月日			
縣稅檢 査章	昭十七年三月七日交付	東伯郡南谷村役場	書記	北本愛夫
同	昭十七年三月七日返納	同	同	日野高德

鳥取縣告示第百四十二號

定期種牡牛檢査並種牡牛監督檢査及役肉用牛登錄審査左ノ通り施行ス 依テ檢査ヲ受ケントスル者ハ四月九日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ差出スベシ
昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市 吉方	四月十一日	四月十一日	鳥取市(一圓)
岩美郡 浦富町	四月十二日	四月十二日	岩美郡(一圓)

鳥取縣告示第百四十三號

昭和十七年三月十三日左記ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證下付セリ
昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號 住 所 氏 名

八頭郡智頂町	四月十三日	四月十三日	八頭郡一圓
同郡用ヶ瀬町	四月十四日	四月十四日	同
同郡船岡村	四月十五日	四月十六日	同
氣高郡大正村	四月十七日	四月十七日	氣高郡一圓
同郡正條村	四月十八日	四月十八日	同
東伯郡倉吉町	四月十九日	四月二十日	同
同郡津送村	四月二十日	四月二十日	同
同郡赤碓町	四月二十日	四月二十日	同
同郡浦安町	四月二十日	四月二十日	同
同郡赤碓町	四月二十日	四月二十日	同
西伯郡御來屋町	四月二十四日	四月二十五日	同
同郡法勝寺村	四月二十六日	四月二十六日	同
同郡大津津村	四月二十七日	四月二十七日	同
米子市勝田町	四月二十八日	四月二十九日	米子市一圓
日野郡溝口町	四月三十日	四月三十日	同
同郡根雨町	五月一日	五月一日	同
同郡日野上村	五月二日	五月二日	同

鳥取縣告示第百四十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通り假設建築物建築ノ件許可セリ

00048

彙報

大東亞戰爭完遂鳥取縣實施方策 翼賛選舉貫徹運動

(振興課)

大東亞戰爭の完遂を目標として清新強力なる翼賛議會の確立を期する爲、今次衆議院議員總選舉の施行せられるに際し、縣では次の要綱に依り政府に於て定められたる運動の基本方針に即應して一大縣民運動を展開し、以て翼賛選舉の貫徹を期することゝなつた。

一 運動の目標

- (一) 選舉を期とし、必勝の國民士氣を昂揚し大東亞戰爭完遂に對する舉國鐵石の決意を鞏固ならしめること。
- (二) 清新強力なる翼賛議會を確立する爲、眞摯純正なる政治的意欲を積極的に喚起昂揚せしめること。
- (三) 大東亞戰爭完遂の大目的に副ひ、眞に大政翼賛の重責に任ずべき最適の人材を議會に動員するの氣運を汎く醸成せしめること。

昭和十七年三月二十日

鳥取縣知事 土肥 米之

一 建築主ノ住所氏名 米子市塩町五二番地

河津 源十郎

一 建築物ノ所在地 米子市愛宕町一及二番地

一 建築物ノ用途 住宅(貸家)

一 構造種別及棟數 木造瓦葺二階建一棟

一 建築物ノ面積 建築面積 五五、三五五平方
突出セル部分 一六、二三五

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

00049

二 運動實施要領

(一) 啓蒙運動の徹底

- (イ) 大東亞戰爭の歴史的意義を闡明し、征戰完遂の決意を鞏固ならしめる爲、時局認識を徹底せしめること。
- (ロ) 今次總選舉が大東亞戰爭完遂と言ふ積極的意義を有する事を強調し、翼賛議會の確立に對する國民の政治的意欲を積極的に昂揚せしめること。

(二) 候補者推薦氣運の醸成

- (イ) 今次の總選舉の目的は戰爭完遂の爲め國內體制整備するにあるを以て、戰爭完遂の大目的に副ひ獻身以て建設的努力を竭すべき國家の要請する有爲の人材を議會に動員せしめる様最適候補者の推薦氣運を醸成せしめること。

- (ロ) 部落會・町内會・隣保班等の市町村下部組織に根柢を有する國民の自主的運動に依り選舉に關する在來の情實因縁を一掃し公正明朗なる理想選舉の實現を期すること。
- (三) 選舉の倫理化と戰時態勢化

三 實施事項

(一) 縣に於て實施すべき事項

- 1 關係機關との聯絡に關する事項
 - (イ) 市町村長會其の他事務主任等との會合を開催し趣旨の徹底を圖ること。
 - (ロ) 大政翼賛會並に翼賛壯年團の協力を求め本運動の聯絡調整を圖ること。
 - (ハ) 在郷軍人會其の他職域地域團體の協力を求め本運動の聯絡調整を圖ること。

- (イ) 重大時局下の選舉に際し、舊態依然在來の情實に泥み或は國法に違反するが如きは戰時目的遂行を阻害する非國民的行爲なることを強調し、一般選舉民の自覺を喚起して選舉犯罪の根絶を圖ること。
- (ロ) 今次總選舉が大東亞戰爭完遂の爲の國民總意結集の一大試練たるに鑑み、棄権者は總力戰士としての落伍者なる旨を強調すると共に、積極的建設投票を行はしめること
- (ハ) 選舉運動關係者に對しては策謀的選舉運動を一擲し、自肅自戒以て違反の絶無を期せしめること。
- (ニ) 戰時に即應し、選舉運動上物資・勞力等の節約と方法の改善・合理化に努めること。

00050

- (二) 官公衙・學校・會社・工場等に對し、機會ある毎に本運動の趣旨徹底に努めるやう協力を求めること。
- (ホ) 新聞社幹部等の協議會を開き啓蒙運動に協力を求めること。
- 2 講演會、協議會の開催
 - (イ) 縣下樞要の地に於て中央より講師の派遣を請ひ、翼賛選挙に關する講演會を開催すること。
 - (ロ) 市町村其の他各種團體に於て開催する會合に、縣より努めて講師を派遣し講演を爲すこと。
 - (ハ) 立候補者・選挙事務長・選挙運動員の協議會を開催し、翼賛選挙を誓はしめること。
- 3 文書、圖書に依る普及
 - (イ) ポスター、標語を官公衙・學校・會社・工場・デパート其の他適當なる場所及自動車交通機關に配布揭示すること
 - (ロ) 今次總選挙の意義を簡明に印刷したるビラを各戸へ配布すること。
 - (ハ) 翼賛選挙に對する知事談を各戸へ配布すること。
 - (ニ) 縣下各驛其の他に立看板を設けること。
 - (ホ) 縣廳玄關及縣下目貫の通りに横斷幕を設置すること。
- (ト)(ハ)(イ) 新聞紙を通じて翼賛選挙の趣旨徹底を圖ること。
- (ハ) 翼賛因伯の臨時號を發行し翼賛選挙の貫徹を期すること。
- 4 映畫、紙芝居に依る普及
 - (イ) 映畫常設館の幕合を利用し、幕合放送並に翼賛選挙イトル映寫をなすこと。
 - (ロ) 各郡數ヶ所に映畫講演會を開催すること。
 - (ハ) 紙芝居を各市町村へ配布し、學校及各種の集會に行はしめること。
- 5 特に棄權防止の爲の方策
 - (イ) 昭和十四年五月執行衆議院議員補缺選挙並に同年九月執行の縣會議員選挙に於ける棄權者にして今次選挙の有權者に對し、投票勸奨狀を發送すること。
 - (ロ) 官公衙・學校・會社・工場其の他の團體に對し、投票の爲出勤時間の繰延べ又は早退其の他の便宜を供與せしめる様指示すること。
- 6 投票濟證を作製し、投票終了者に交付すること。
- 其の他
 - (イ) 市町村に於ける翼賛選挙貫徹運動狀況視察並に指導の

00051

- (二) 爲係員を派遣すること。
- (ロ) 其の他連牒等に依り趣旨の徹底を期す。
- 市町村に於て實施すべき事項
 - 1 講演會、懇談會、常會の開催
 - (イ) 市町村常會を開催し、翼賛選挙貫徹運動の具體的實施事項を協議決定すること。
 - (ロ) 市町村主催の下に適當なる講師の派遣を請ひ講演會を開催すること。
 - (ハ) 部落會・町内會・隣保班等の常會は固より、各種團體の常會を利用し趣旨の徹底を圖ること。
 - (ニ) 各種の團體組織を動員し、自發的な翼賛選挙貫徹運動を展開せしめること。
 - (ホ) 官公衙・學校・會社・工場等と連絡し、趣旨の徹底を圖ると共に協力を求めること。
 - 2 文書、圖書に依る普及
 - (イ)(ロ) 役場其の他見易き場所に肅正幕を懸垂すること。
 - (イ) 市町村の揭示板其の他適當なる場所にポスター・標語を揭示すること。
 - (ハ) 市町村報・其の他機關雜誌・會報等を利用し翼賛選挙貫徹の趣旨を掲載すること。
- (三) 隣組回覽板を極度に活用すること。
- 徵稅令書・投票所入場券等市町村より發行する印刷物に翼賛選挙のスタンプを押捺すること。
- 3 映畫・紙芝居に依り翼賛選挙の趣旨の徹底を圖ること。特に棄權防止の爲の方策
 - (イ) 選挙の前日生徒兒童をして棄權防止に關する印刷物を家庭に配布せしめること。
 - (ロ) 選挙の當日國民學校生徒兒童・青年團・婦人會等を動員して翼賛選挙・棄權防止の街路宣傳をなすこと。
 - (ハ) 選挙の當日各戸に國旗を掲揚し、投票所附近見易き所にポスター・標語等を揭示すること。
- 5 其の他
 - (イ) 中央並に縣の實施事項を衆知徹底せしめること。
 - (ロ) 其の他有効なりと認めるもの。
- 運動實施上注意すべき事項
 - 1 宣傳の本旨を大東亞戰爭完遂と翼賛議會確立の二大眼目に置き、運動の重點を明かにすると共に、從來の單なる消極的肅正運動の續編の如き印象を與へざるやう新鮮味の注入に努めること。
 - 2 本運動は飽くまで啓蒙運動として終始し、苟くも本運動

と選挙運動とを混同せざるやう注意し、殊に選挙運動期間に入りては特定人の當選斡旋と誤られ易き言動を避け、成るべく倫理化運動に主眼を置くこと。

十六年度米實收高 五十四萬七千三百十五石

(統計課)

本縣に於ける昭和十六年の米收穫高は五十四萬七千三百十五石であつて、之を前年の收穫高に較べると十九萬五千五百五石(二割六分三厘)前五ヶ年平均收穫高に較べると十七萬五千五百七石(二割四分三厘)の各減少を示してゐる。

作付面積は三萬二千八百六十四町五反であつて、之を前年の作付面積に較べると百一十一町一反(三厘)の増加を示してゐるけれども、苗代期に於ける天候は大体に於て適順であり、苗の生育も良好に進み移植も大体適期に行はれたのであつたが、爾後陰濕な天候持續し低温寡照且つ降雨量が多かつたため軟弱徒長して分蘗少く發育を阻害せられた。

八月上旬に至つて天候回復と共に生育は大いに挽回せるも、其

の後九月中旬に入つて天候は又不順となり、日照少なく降雨が多かつたため開花結實に悪影響を及ぼし、極力之が善後措置を講じたのであつたが、八月及び十月の颱風に依る被害もあつて登熟期の進むに従ひ稔實不良のものを生じ、而も全般的に稻熱病の發生があつて十月末日現在に於ける第二回豫想收穫高は第一回豫想收穫高に較べ六萬九千二百二十石(一割一分二厘)の減收豫想を示すに至つた。併し農民の涙ぐましむ努力と收穫期に於ける天候の回復に依り實收高に於ては第二回豫想收穫高に較べ二百五石の増收を示したのである。而して一反歩の平均收穫高は一石六斗六升五合となつてゐる。

尚ほ参考のために最近五ヶ年間に於ける作付面積及び收穫高を掲げると

昭和	作付面積 町反	收穫高 石
十一年	三、六八六	七、九〇六
十二年	三、八六一	六、九四四
十三年	三、九三九	七、三〇八
十四年	三、三六九	七、六八〇
十五年	三、七三四	七、四二〇
十六年	三、八四五	五、四七、三五
同第一回豫想收穫高		六、六、三〇

同第一回豫想收穫高 五、四七、二〇一であつて、更之を都市別に示すと次の如くである。

都市名	水稲 町反	陸稲 町反	計	前年 増減	水稲 石	陸稲 石	計	前年 増減
鳥取市	一、七六〇	一	一、七六一	△二四三	三、四七六	二	三、四七八	△七、九六
米子市	九二一	一	九二二	△九六	二、六二六	〇	二、六二六	△三、五五
岩美郡	三、四三九	九	三、四四八	△一三七	五、二〇九	二	五、二一一	△三、三六
八頭郡	四、四七二	五	四、四七七	△五九	七、〇七五	一	七、〇七六	△三、五二
氣高郡	四、四〇三	三	四、四〇六	△三〇	六、九四六	〇	六、九四六	△三、二二
東伯郡	八、三三〇	三	八、三三三	△三、四	一五、〇九八	七	一五、一〇五	△四、八二
西伯郡	六、四八五	三	六、四八八	△五〇	一五、〇九八	七	一五、一〇五	△四、八二
日野郡	三、八二二	三	三、八二五	△四六	五、九一五	三	五、九一八	△二、四〇
計	三、五六一	三	三、五六四	△二二	五、四七、二〇	一	五、四七、二〇	△一、五五、五五

兵器献納資源回収 運動醸出金報告

金 額	町村名	金 額	町村名
一金貳百六拾七圓參拾六錢	米子市	一金九圓貳拾八錢	東伯郡三徳村
一金參拾九圓四拾錢	西伯郡逢坂村	一金五圓參拾錢	西伯郡大和村
一金貳拾圓	西伯郡大高村	一金參百四拾貳圓六拾參錢	西伯郡所子村
一金拾四圓五拾七錢	八頭郡賀茂村	一金七圓五錢	氣高郡勝部村
		一金六拾七圓	西伯郡餘子村
		一金七拾五圓五拾九錢	西伯郡尚徳村
		一金拾四圓參拾參錢	日野郡日野上村
		一金拾壹圓四拾八錢	日野郡黒坂町

